

補助金の活用

都道府県知事から承認を受けた経営革新計画に従って実施する中小企業が「経営革新」に取り組む際、事業に要する経費の一部について経営革新補助金を受けることができます。

対象者→都道府県等から経営革新計画の承認を受け、経営革新に関する事業に取り組む中小企業者及び組合等（任意グループを含む。）

(1) 補助率

国と都道府県がそれぞれ1/3ずつ計2/3を限度として補助します。よって、補助金利用者においては、最低1/3以上の負担が必要です。

なお、都道府県によってそれぞれ補助金額の上限・下限額が設定される場合があります。

(2) 補助対象事業

①新事業動向等調査（市場調査等）事業	新事業動向調査等を行った後、新商品・新技術・新役務開発に係る事業を行うことが必要です。
②新商品・新技術・新役務開発事業	開発設計のみならず、試作・改良、求評に係る事業も対象となります。
③販路開拓事業	国内外における販路開拓のための展示会等への出展や広報事業・品質表示事業等が対象です。
④人材養成事業	経営革新の実施に必要な研修等が対象です。

(注) 補助対象事業、補助対象経費の詳細については、都道府県担当部局へお問い合わせください。

※なお、この補助金制度と同じ内容で、国から経営革新計画の承認を受け、経営革新計画に関する事業に取り組む組合等（4社以上の任意グループ等を含む。）を対象に国が直接補助（補助率：国1/2、組合等1/2）する制度もあります。

【問い合わせ先】 都道府県担当部局